

**いわゆる「障害者の人権」を守るために、
私たちに何が求められているのか
（人権と福祉）**

臼井 正樹

人権と福祉（1）

- 1 人権の歴史1：権力者の力の制限としての人権
- 2 人権の歴史2：ルネッサンスによる個人の成立
- 3 人権の歴史3：17世紀から19世紀の欧米の啓蒙思想
- 4 第2次世界大戦後の人権：国連の人権条約
- 5 日本国憲法等における人権：憲法の人権関係の条文

1 人権の歴史 1－1

- 「人権」＝すべての人が生まれながらにもっている権利と考えられていますが、本当にそうでしょうか？
- ドイツの政治学・社会学の研究者であるユルゲン・ハーバマスは、1962年に『公共性の構造転換——市民社会の——カテゴリーについての探求』で、「公共性」と「公共圏」について論じます。ハーバマスは、ローマ皇帝の絶対的な権力を制限するものとしての元老院を公共性の原型とします。公共性は、権力者を制限するための機能として誕生しました。

1 人権の歴史 1 - 2

- ① 王政ローマ、共和制ローマ、ローマ帝国における元老院 (senatus)

王政のもとでは王への助言機関、共和制では実質的統治機関。帝政では皇帝の諮問機関として機能。米国の上院等（日本の参議院を含む。）は、元老院を引き継ぐもの。

- ② 1215年 イングランド マグナカルタ(大憲章) を制定
イングランド・ジョン王の権力を制限するために制定

①、②ともに、権力者からローマ市民や貴族の権利を守るための仕組みとして、「公共」の概念とともに発展したもの

1 人権の歴史 1 - 3

- 最初は、あくまでも絶対権力者の権力から貴族階級等を一定の範囲で守るためのものとして、「公共性」「公共圏」が形成された。ローマ時代、共和制のもとでは元老院は権力の執行機関として大きな役割を担い、貴族階級やローマ市民を守るために機能した。
- イングランドのマグナカルタは、ジョン王の徴税権や徴兵を制限し、貴族の特権を守るために生まれたもの。

2 人権の歴史 2 - 1

○ 個人の概念の成立

第一段階：ルネッサンス期

14世紀、ヨーロッパではペスト（細菌性の感染症で致死率が高い。）の14世紀半ばの流行で、人口の1/3が死滅。ペストの大流行により、キリスト教の社会的地位が低下し、文化変革が起こり、ヨーロッパの大学で人文科学が生まれた。もともとの大学は、神学、医学、法学と自由七科目（文法、修辞、論理、数学、音楽、幾何、天文）からなった。

2 人権の歴史 2 - 2

○ 第二段階：カント等による道徳哲学の成立

18世紀後半には、カントなどによる人を中心とした啓蒙思想が生まれる。人の理性を尊いものと考え、人を人格的存在として捉えるようになる。

しかしながら、理性的存在としての人に、知識階級に属さない庶民や女性は含まれておらず、人格的存在からは別のところにあった。こうしたこともあり、ヨーロッパでは18世紀まで魔女狩りが続いた。

2 人権の歴史 2 - 3

○ カント哲学の影響

欧米では、人の死は自律した存在が失われたとき、すなわち人が人格的存在ではなくなったとき、死を迎えたと考えることが一般的になっている。このために脳死状態になった人は、死んでいるということになる。

一方で、「人格的存在の喪失 = 死」とは考えない日本では、脳死であっても心臓が動いていれば生きていると考える人が多い。

3 人権の歴史 3 - 1

17世紀から19世紀にかけての欧米の啓蒙思想

- ① 1688年 イギリス 権利章典 (Bill of Rights)
議会の同意のない法律の適用免除、執行停止の禁止、議会の同意のない課税や常備軍の禁止等を定めたもの
- ② 1776年 アメリカ独立宣言 (黒人の参政権は1870年、女性の参政権は1920年、黒人や女性の人権は制限されていた)
- ③ 1789年 フランス人権宣言 (女性の参政権は1945年、それまでの間、女性の人権は制限されていた)

3 人権の歴史 3 - 2

アメリカ独立宣言 (1776年)

(前文から抜粋) われわれは、以下の事実を自明のことと考えている。つまりすべての人は生まれながらにして平等であり、すべての人は神より侵されざるべき権利を与えられている、その権利には、生命、自由、そして幸福の追求が含まれている。その権利を保障するものとして、政府が国民のあいだに打ち立てられ、統治されるものの同意がその正当な力の根源となる。そしていかなる政府といえどもその目的に反するときには、その政府を変更したり、廃したりして、新しい政府を打ちたてる国民としての権利をもつ。

3 人権の歴史 3 - 3

フランス人権宣言（1789年）

前文 国民議会として構成されたフランス人民の代表者たちは、人の権利に対する無知、忘却、または軽視が、公の不幸と政府の腐敗の唯一の原因であることを考慮し、人の譲りわたすことのできない神聖な自然的権利を、厳粛な宣言において提示することを決意した。（以下略）

第1条（自由・権利の平等） 人は、自由、かつ、権利において平等なものとして生まれ、生存する。社会的差別は、共同の利益に基づくものでなければ、設けられない。（以下第17条まで続く）

4 第2次世界大戦後の人権 - 1

世界人権宣言 1948年 国連総会で採択（以下抜粋）

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

4 第2次世界大戦後の人権ー 2

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展に欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を確保する権利並びに・
・ 不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

4 第2次世界大戦後の人権ー 3

第30条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中においてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

4 第2次世界大戦後の人権ー 4

国連における各種権利条約（主なもの）

- 人種差別廃止条約（1965年採択 1969年発効）
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
（1979年採択 1981年発効）
- 子どもの権利条約（1989年採択 1990年発効）
- 障害者の権利に関する条約（2006年採択 2008年発効）

5 日本国憲法等における人権ー 1

(第11条から13条で人権保障の基本原則を定める。)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。

この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責務を負ふ。

5 日本国憲法等における人権ー 2

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限の尊重を必要とする。

第14条：法の下での平等、第15条：選挙権等

第18条から第23条：苦役からの自由、信教の自由、集会・結社の自由、職業選択の自由、学問の自由を規定

第24条以下：婚姻等における両性の平等、生存権、教育を受ける権利、財産権、納税の義務等、各種の権利と義務を規定

5 日本国憲法等における人権ー 3

各種の虐待防止法（「高齢者虐待防止法」は、議員立法）

- 児童虐待の防止等に関する法律（2000年）
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（2001年）
- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（2005年）
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（2011年）

人権と福祉（2）

- 6 権利、正義に関する言葉の意味
- 7 「人権」は人類の発明
- 8 人権の使い方
- 9 人権に求められること
- 10 福祉のすべきこと

6 権利、正義に関する言葉の意味ー 1

「人権」という言葉は、“human rights”という英語の訳語として、できたもの。

“human”はラテン語の“humanitas”（古典的人間教養）が語源で、ローマ市民が学ぶべき教養、自由七科目（言語系：文法、弁証法、修辭学、数学系：算術、幾何学、音楽、天文学）を指した。

“rights”は“right”の複数形（複数形にすることで抽象名詞になる）

“right”は、もともとの意味は形容詞で「正しい、適切な」を意味する。

そこから派生して、形容詞「右の」となる。

英語にはもう一つ「正しい」に当たる言葉“correct”がある。

6 権利、正義に関する言葉の意味ー 2

“correct” と “right” の違いは？

数学の答えのように、間違いなく正しい場合は “correct”
一般的（社会通念的）に正しいと思われるものには “right”
を用いる。

“right” の複数形 “rights” が「権利」となる。

つまり、“rights” は、絶対的に正しいものを意味する権利というよりは、こう考えた方がより適切であるという場合に用いる。
欧米では、こうしたことを前提として “rights” を用いている。

6 権利、正義に関する言葉の意味ー 3

「正義」は、“justice”の訳語

“justice”は、“just”の名詞形であり、“just”には副詞としての「まさに」「ちょうど」などの意味と、形容詞としての「正しい」「公正な」などの意味がある。

天秤の真ん中、釣り合うところが“justice”であり、二つの主張の折り合う場所。このことから目隠しをして剣と天秤を持つ女性が「正義」の女神を意味し、正義の女神は裁判所のマークとなっている。

6 権利、正義に関する言葉の意味ー 4

- 日本語としての「人権」や「権利」という言葉は、とてもしっかりとした硬い概念を示しているように考えられるが、英語の本来的な意味に戻ると、それぞれ幅のある概念であることがわかる。
- 「人権」については、ある課題についてこのように考えることが望ましいのではないかと社会に対して提起するための道具であると考えることが適当。提案されたことについて、社会の中で議論していくきっかけと考えてほしい。

7 「人権」は人類の発明ー 1

- 既に見てきたように、「人権 (human rights)」は、長い歴史の中で、人々が作り上げてきた概念である。
- 絶対君主の専制を制限し、貴族階級を守るためにできたローマ帝国の元老院であったり、イングランドにおけるマグナカルタが、人権概念の始まりであった。
- 一部の貴族階級の権利を守ることから、多くの人の権利を守る概念として用いられるようになるのは、18世紀以降。この時点でも、奴隷や女性の人権は確立していなかった。

7 「人権」は人類の発明ー2

- 第二次世界大戦後の国連による世界人権宣言により、一気に先進国における女性の参政権は確立した。しかしながら、アメリカや南アフリカ等における人種差別は、すぐにはなくなっていない。現在でも “Black Lives Matter” 運動が示すように、多くの課題が残っている。
- 近年は人種の課題だけではなく、難民問題も絡んでおり、より複雑な状況にあるといえる。（“free rider”をどの様に考えるのか？）

7 「人権」は人類の発明ー 3

- 「人権」=すべての人が生まれながらにもっている権利という考え方を、絶対的な真理として理解するのは、これまで見てきたことから考えると、必ずしも適当ではない。
- むしろ、人権について「人権はすべての人が生まれながらにもっている権利」として考えることが適当であろうということを言っていると捉えるべき。
- ここから、人権というのは時間をかけて人類が発明したものであり、上手に用いることが必要な概念であることがわかる。

8 人権の用い方ー 1

『われらは愛と正義を否定する』（P90-91）から引用

横田：「…権利という考えが少ないんですよ、日本は。だから障害者が生きていることは当然の権利なんだという思考が、今のところ日本の社会にはないんですよ」

立岩：「…偽善でも善意でもいたわりでも、相手の心に依存するわけですよ。相手の心にいたわりの心があれば何かいいこともあるけれども、…なかったらどうにもならない…。そういうもんじゃなかろうという話ですよ」

8 人権の使い方ー2

横田：そう。あくまでも日本社会としては恩恵なんですよ。それがまだ残っている。

立岩：…恩恵としての福祉みたいなものを、そういう発想を、そうではないと否定する…。横田さん権利という言葉をあまり言いたくないとおっしゃたでしょ。…それはなんでですか

横田：あたり前に生きていればいいじゃないの。権利という前に、権利と言わなくてはならないような状況をつくるのも、やっぱりおかしいんじゃないかと。

8 人権の使い方ー3

アマルティア・セン『人間の安全保障』から

「<人権>の宣言とは、どんな種類の主張なのでしょうか？それは『倫理的な要求』の表明とみなすべきだというのが、私の考えです。…ハーバート・ハート（イギリスの法哲学者）は、…人が『倫理的権利について語るのは、主にそれを法制度に組み込もうと主張するときだ』と述べています。…実際、倫理的な権利の概念が、新しい法律の基礎となりうる——そしてしばしばそうなってきた——ことに関しては、ほとんど疑う余地がありません。倫理的な権利の概念は、たびたびこのように利用されてきました。

8 人権の使い方ー4

それどころか、これこそが<人権>の重要な使い方なのです」

ここで大切なのは、「倫理的権利」と「法的権利」を分けて考えていること。「法的権利」は立法化された権利を意味し、「倫理的権利」は、弱い立場にある人が人権や権利を法的に求めていく取り組みの中で、それを主張する際の道具であって、はじめから権利としてあるものではないということ。

9 人権に求められることー1

- 社会福祉では、何らかの課題のある対象者に対し、必要と考えられる支援を行なう。この支援のことを「ケア(care)」といたり、「介入 (intervention)」といたりする。
- 「ケア(care)」の元々の意味は、対象者のことを気にかかけたり、心配することを意味する。また「介入(intervention)」は、課題の中に分け入ることを意味する。
- 「ケア(care)」 「介入(intervention)」のいずれも、支援にあたって、対象者に何らかの影響を与える。

9 人権に求められることー2

- この対象者に与える影響について考えるとき、大きく二つの場合に分けることができる。
 - ① 危機介入 緊急事態が発生し、その人の命に危険が迫っているような場合がある。このようなときに、例えば医療関係者であれば、本人の意思にかかわらず命を救うための活動が求められる。
 - ② 一般的な介入 危機介入でない場合は、一般的には対象者本人の同意、あるいは同意するであろうと考えられることが必要となる。

9 人権に求められることー3

- 人権を前提としたとき、社会福祉的な支援についても、危機介入以外の場合は、本人の同意が前提となるが、認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者、小さな子どもなどの場合、本人の同意の必要性をどう考えるべきか。
- この問題を避ける方法は、次の三通りの考え方。一つは、別の人々が本人に代わって同意を代行すること。（成年後見等の制度）二つめは本人が判断できる状態だったらどう判断するかを考えること。三つめは本人の尊厳を大切にして支援すること。

10 福祉のすべきことー1

- ここでは、社会福祉は何を目的にしているのかを考える。
貧困の問題では、貧困状態にある人や世帯が貧困状態から抜け出せるように支援することが求められる。介護が必要な高齢者、障害者に対しては、その人のできない部分を補い、日常生活が営めるように支援する。
- 日常生活を支援することだけでよいのか？本人又は本人の後見人が望むことを支援するのならそれでもよいが、その人の望むであろうことや尊厳を支援する場合はどうするのか？

10 福祉のすべきことー2

- 「尊厳(dignity)」は、極めて抽象的な概念で難しい。
ここで思考実験として、次のことを考える。
「一人しか存在しない状況で人としての尊厳は成立するか？」
- 「健康状態」を示す概念図として、2001年にWHOが示したICFの概念図がある。ここでは「健康状態」は、「心身機能・構造」「活動」「参加」の生活機能と、背景因子としての「個人因子」「環境因子」から説明される。

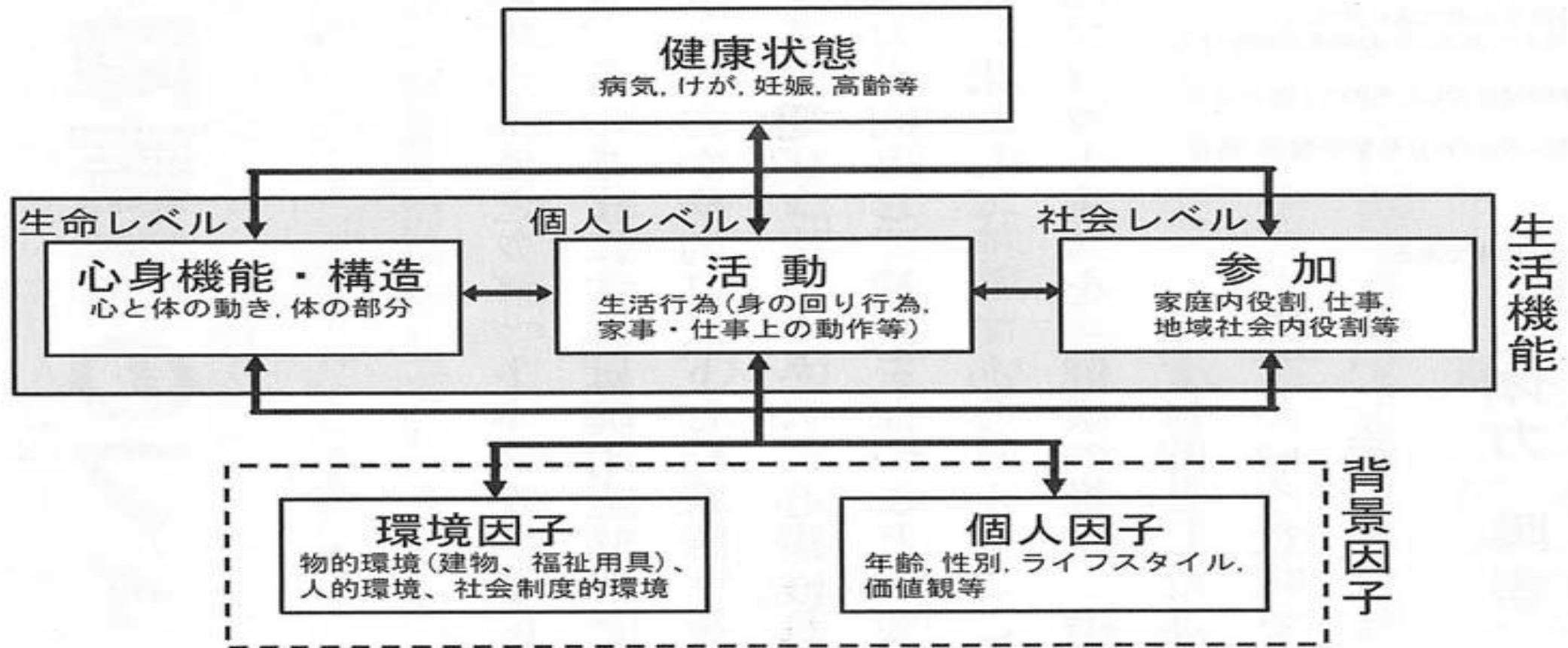
10 福祉のすべきことー3

- 他者との関係性があるのはじめて「参加」は成立する。他者は複数であれば、家族や社会となる。また亡くなった人の思い出や、離れている人との過去の交流も、広く他者との関係性として理解することができる。
- 私たち、社会福祉関係者の役割は、他者との関係性を自ら構築したり、維持することが難しい人を、その人にふさわしい社会関係性の中に再配置することではないだろうか。そのため、社会関係性を疎外している要因にアプローチする。

人権と福祉 (3)

- 11 ICF概念図について
- 12 ケアと親密圏
- 13 ケアの倫理、正義の倫理
- 14 サーバントリーダーシップ
- 15 まとめにかえて

11 ICF概念図についてー1



11 ICF概念図についてー2

- ICF概念図は、生活機能と障害に関する分類のためのもの。
この概念図をベースとして、生活機能や障害についてアセスメントすることになる。
- この概念図では、「健康状態」を3つの「生活機能」と2つの「背景因子」から説明する。
- 「生活機能」は、「心身機能・構造」「活動」「参加」からなり、「心身機能・構造」に対しては医療が、「活動」に対しては看護や介護が、「参加」については社会福祉が支援する。

11 ICF概念図についてー 3

- より正確には、看護は、医療の補助として「心身機能・構造」にかかわり、療養の世話として「活動」にかかわる。
- すでに10で考えたように、人は社会に「参加」すること、他者との関係性の中で自らの場所を得ることで人として存在する。つまり、人としての尊厳は、社会への「参加」が適切に満たされることで成立すると考えることが適当であろう。
- 社会への「参加」を支える専門性が社会福祉であり、さらに「活動」と「参加」を同時に支えるのが介護福祉である。

12 ケアと親密圏ー 1

ユルゲン・ハーバマス：公共性の構造転換ー市民社会のーカテゴリーに関する研究ー（1962）

- 公共圏と親密圏の概念生成
 - 公共圏：公的権力を制御するための圏域
 - 親密圏：一組の男女やその子どもなどの親密な関係性の圏域
- 市民社会が権力を制御する意義について論じるために、公共圏を案出。権力そのものである公的空間と、公共圏は別のもの。親密圏は定義されているが、詳しく論じられていない。

12 ケアと親密圏ー2

アンソニー・ギデنز：親密圏の変容ー近代社会におけるセクシャリティ、愛情、エロティシズム（1992）

- 親密性と親密圏について、初めて詳細に考察。
- 親密な関係性としての男女や家族の関係性の変容と、民主化の必要性について論じた。
- 親密な関係性や、その圏域について社会学的に論じた意義は大きい。ここでの親密圏は「私」領域とは異なる。

12 ケアと親密圏ー3

見田宗介：社会学入門ー人間と社会の未来（2006）

見田はルール圏と交響圏を案出する。

ルール圏：人間が相互に他者として生きるということの
（公共圏） 現実から来る不孝や抑圧を、最小のものに止
めるルールを明確化していこうとする空間

交響圏：歓びと感動に充ちた生のあり方、関係のあり
（親密圏）方を追求し、現実の内に実現することをめざ
す空間

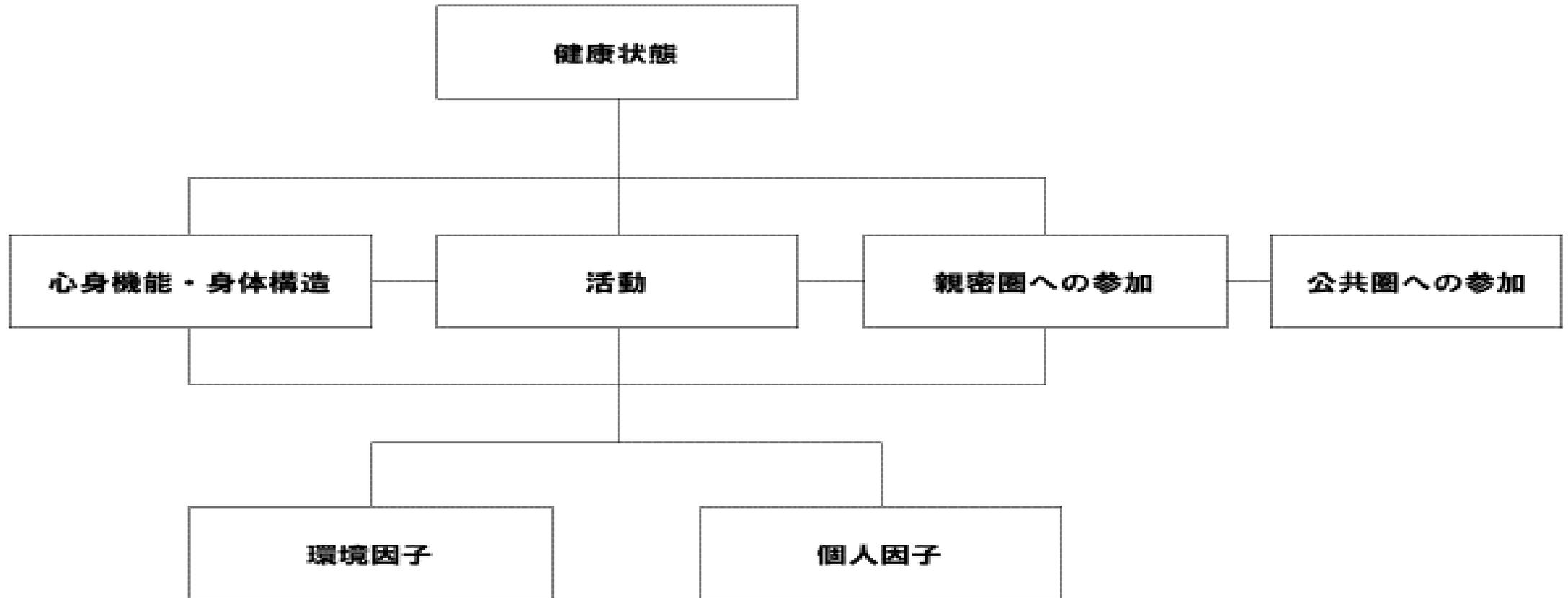
12 ケアと親密圏ー4

ハーバマスから見田宗介までの議論を踏まえることで、ICFの「参加」に関して、「親密圏」への参加と「公共圏」への参加の二つに分けて考えることができる。

この「親密圏」と「公共圏」は、ICF概念図において並列ではなく「親密圏」「公共圏」の順に直列で配置されていると考えることが適当であろう。

ということは、ICF概念図の「参加」の概念は、親密な関係性への参加と公共的な関係性への参加に分けて考えることができるということになる。

ICF概念図の修正案



13 ケアの倫理、正義の倫理ー 1

キャロル・ギリガン：もう一つの声ー男女の道德観のちがいと
女性のアイデンティティ (1982)

ローレンス・コールバーグの唱えた道德観 (ethics) の発達における男女の差異について、ギリガンは女性の道德観の発達が男性に比べて遅れているのではなく、違う形態をとることを明らかにした。ギリガンの研究がもとになって、演繹的な論理構成で道德的な発達を示す男性型の「正義の倫理」に対し、様々な課題について思いを巡らせつつ対応を探る「ケアの倫理」が提示された。

13 ケアの倫理、正義の倫理ー 2

- 「正義の倫理」は、カントの道徳哲学やロールズの正義論などで用いられる倫理 (ethics) である。一方、「ケアの倫理」は、なぜこの子は泣いているのか、なぜこの人はこのような振る舞いをするのかなどをアセスメントするうえで有効な倫理 (ethics) であるとともに、医療を含む対人援助と極めて親和的な倫理である。
- 「正義の倫理」では権利と規則が、「ケアの倫理」では責任と関係性の理解がプラットフォームとなる。

13 ケアの倫理、正義の倫理ー 3

- 「正義の倫理」は、主として「公共圏」で用いられるのに適した倫理（ethics）であり、「ケアの倫理」は、主として「親密圏」で用いられるのに適した倫理（ethics）であると言える。
- 「ケアの倫理」は、2000年代に入るまでフェミニズムの関係者から、否定的に議論されてきたが2010年代に入って、状況が大きく変わりつつある。
- 男性中心型の社会システムに対し、適切な異議申し立てを行うのに最適な倫理として位置づく可能性を秘めている。

13 ケアの倫理、正義の倫理ー 4

参考文献

キャロル・ギリガン（1982）『もう一つの声ー 男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』

フェビエンヌ・ブルジェール（2011）『ケアの倫理ー ネオリベラリズムへの反論』

フェビエンヌ・ブルジェール（2013）『ケアの社会ー 個人を支える政治』

ジョアン・C・トロント（2015）『ケアするのは誰か？ー 新しい民主主義のかたちへ』

14 サーバントリーダーシップ

- ロバート・グリーンリーフ：『リーダーとしてのサーバント』（1970）、『サーバントリーダーシップ』（1977）
- グリーンリーフは、民間企業であるAT&T（アメリカ電信電話会社）の社員教育部門の責任者を経て、経営コンサルタントとして活躍した人物。
- リーダーシップは、古くからトップダウン・マネジメントとして理解されているが、これに対して、傾聴し共感することをベースとする奉仕型（サーバント）のリーダー論を唱えた。

14 サーバントリーダーシップ

- トップダウン・マネジメントでは、リーダーが多くの指示を出す、組織の抱えているすべての課題を特定のリーダーが把握し判断することは、現実的ではない。基本的な考え方 (ethics) を共有しつつ、組織のメンバーとの対話・共感に基づき、リーダーには多くの判断を現場に委ねることが求められる。
- 特定の重要で緊急性の高い課題については、トップダウン・マネジメントで対応する方が、早く効果を上げることができる場合がある。

14 サーバントリーダーシップ

- 看護や介護におけるケアという行為は、基本は個別の利用者の状況・環境に応じた支援であり、具体的な援助に関してはトップダウン・マネジメントになじまない。サーバントリーダーシップに基づき、個別の利用者との対話と共感を踏まえた支援を、チームでどの様実践するのかが求められる。
- サーバントリーダーシップの具体的な研修を楽しみにしていただきたい。

15 まとめにかえて

- 改めてもう一度、人権について考える。
- 私たちは人権を考えるに当たり、利用者の権利を守る（権利）、〇〇〇をしてはいけない（規則）としがちだが、これは「正義の倫理」となっている。
- むしろおかれた状況（環境）の中で、支援の対象者と周囲の他者との関係はどうか（関係性の理解）、この状況（環境）の中で、援助者は何をなすべきか（義務）を考える「ケアの倫理」が求められるのではないか。

15 まとめにかえて

- 福祉の分野において人権を守るということは、単純に〇〇〇をしてはいけない、〇〇〇をしなければならない、とすることのできるものではない。
- もちろんしてはいけないことは存在するが、そこからアップローチをすると、思考停止となってしまう。
- あくまでも「ケアの倫理」を基本として、援助者は状況（環境）の中で関係性の理解に基づき、何をしなければならないのかを考え続けることが求められる。

15 まとめにかえて

- 福祉対象者の人権を守るために、援助者には人権にアプローチするための問いをたてなおすことが求められる。
これまでのことをまとめると、次のようになろう
- 「介護福祉とは、認知症等に伴って介護が必要な高齢者であっても、人生の最期まで親密圏のなかでその人らしく豊かに暮らすことを支援する文化的な行為である。特別養護老人ホームは、介護が必要な高齢者にとって疑似的・人為的な親密圏を形成するための装置である」このことが、利用者の人権と尊厳を守ることにつながる。人権と尊厳を守るための取り組みにおいて、「ケアの倫理」が取り組みの倫理、「サーバントリーダーシップ」が組織の運営方法となる。